

## 「ギャンブル等依存症対策推進基本計画（案）」 についてのパブリックコメント

2019年3月22日 内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局あて提出

公益社団法人日本社会福祉士会は、人々の尊厳を尊重し、住み慣れた地域の中で安心して共に暮らせる社会の実現に努めることを憲章で定めている、都道府県社会福祉士会を会員とする専門職団体です。このような立場から、「ギャンブル等依存症対策推進基本計画（案）」に対して以下のとおり、意見を申し上げます。

まず、ギャンブル依存症に対して、このような形で基本計画が策定されることは評価します。

依存症は「否認の病気」であり、家族や周囲の人が本人の行為を注意したり、やめさせようとしたりしても、事実を認めず、時には暴言や暴力を振るうこともあります。また、依存症に対する世間の誤解や偏見が根強く、正しい診断や治療、適切な支援に結びつけることが難しく、診てもらえる医療機関も少ない状況です。

そのため、家族が誰にも相談できず、問題が顕在化するときには、一家離散など後戻りができない状況になります。

このような現状を考えると、社会福祉士の養成カリキュラムを見直し、ギャンブル等依存症に対応できる人材の養成を行うとされたことを評価するとともに、私たちもその実現に協力します。依存症にある人々の権利を擁護し、社会正義の実現に貢献することが私たちの役割です。

一方で、朝早くからパチンコに並んでいる高齢者が少なくありません。ギャンブル依存症のまま認知症となる事例や、認知症の人の配偶者がギャンブル依存症で配偶者の年金を使い込む経済的虐待の事例もあります。計画の中に、高齢者への対応の視点がさらに盛り込まれるようお願いいたします。

また、全国的にみれば、ギャンブルを理由とした業務上横領事件が多いと思われますので、そうした相関性等の実態調査を行うべきであると考えます。